第百五十五条の二十五第一号八⑴中「第六十八条の九第二項から第四項まで」を「第六十八条の九第三項、第六項若しくは第七項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「第六十八条の十一第二項若しくは第三項」に改め、「工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除」の下に「、第六十八条の十四の三第二項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が同条第六十八条の九第三項に規定する中小連結親法人に該当する場合に限る。）」を加え、「第六十八条の九第二項に」を「第六十八条の九第三項に」に、「又は第六十八条の十五の五（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）（連結親法人が同条第一項」を「、第六十八条の十五の五第二項若しくは第三項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第六十八条の十五の六（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）（連結親法人が同条第二項第七号」に、「の規定」を「、第六十八条の九十一第四項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第六十八条の九十三の三第四項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定」に改め、同条第二号イ中「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に、「又は第六十八条の十五の四第五項」を「、第六十八条の十五の四第五項又は第六十八条の十五の五第五項」に改め、同号ロ中「第六十八条の六十七第一項（」の下に「連結法人に」を加え、「第八項」を「第九項」に改める。

第百五十五条の二十六の次に次の一条を加える。

（所得税額に含まないものとされる還付金額から控除される連結子法人の還付金額）

第百五十五条の二十六の二　法第八十一条の十四第二項（連結事業年度における所得税額の控除）に規定する政令で定める金額は、同項に規定する連結中間申告書の提出により法第八十一条の二十九第一項（所得税額等の還付）又は第百三十三条第一項（更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金がある場合の当該還付金の額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該連結中間申告書に係る法第八十一条の二十第一項第二号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる金額を計算する場合に法第八十一条の十四第一項の規定による控除をされるべき金額

二　前号に掲げる金額のうち法第八十一条の十四第二項に規定する連結子法人に帰せられるものとして第百五十五条の四十四第一項（連結法人税額から控除する所得税額の個別帰属額の計算）の規定に準じて計算した金額

第百五十五条の二十七第四項中「第三号及び第五号から第十四号まで」を「第二号、第四号及び第六号から第十五号まで」に改め、「の益金又は損金算入」を削り、「連結事業年度における受取配当等の益金不算入」を「受取配当等」に、「に係る特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入」を「の外国関係会社に係る所得の課税の特例」に、「特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入」を「外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改める。

第百五十五条の二十八第一項中「連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額、同法第六十八条の十一第七項（連結納税の承認を取り消された場合の機械等に係る法人税額）、同法」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第六十八条の十一第五項（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に、「連結納税の承認を取り消された場合の沖縄の特定地域における工業用機械等に係る法人税額）、同法」を「沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、」に、「連結納税の承認を取り消された場合の経営改善設備に係る法人税額）、同法」を「特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第六十八条の十五の五第五項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、「第六十八条の六十七第一項（」の下に「連結法人に」を加え、「特例）、同法」を「特例）」に、「第八項」を「第九項」に、「特別税率）、同法」を「特別税率）並びに」に改め、同条第二項中「の益金又は損金算入」を削る。

第百五十五条の四十三第二項中「第一号から第五号までに掲げる金額の合計額（」を「連結所得等個別帰属額（第一号から第五号までに掲げる金額の合計額から第六号に掲げる金額を減算した金額をいう。）に、「「連結所得等個別帰属額」という」を「同じ」に、「第六号」を「第七号」に、「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、同項第二号中「第八十一条の三第一項」の下に「（個別益金額又は個別損金額）」を加え、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削り、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　第百五十五条の十二の二（災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額の計算）の規定により計算した金額

第百五十五条の四十四に次の一項を加える。

2　前項の連結事業年度において第百五十五条の二十六の二各号列記以外の部分（所得税額に含まないものとされる還付金額から控除される連結子法人の還付金額）に規定する計算した金額がある場合の連結親法人に係る法第八十一条の十八第一項第二号に規定する政令で定める金額は、前項の規定にかかわらず、同項各号列記以外の部分に規定する合計額に当該計算した金額を加算した金額とする。

第百五十五条の四十六中「同条第三項」を「同条第四項又は第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　連結親法人が法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間において生じた同項に規定する災害損失欠損金額について同条の規定の適用を受けた場合において、第百五十五条の十二の二第二項（災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額の計算）に規定する場合に該当するときは、当該災害損失欠損金額がその計算の基礎となつた前項に規定する還付を受けるべき金額に係る同項の規定の適用については、当該災害損失欠損金額に係る同条第二項の連結子法人の前項に規定する連結欠損金個別帰属額は、当該連結親法人の同項に規定する連結欠損金個別帰属額とみなす。

第百五十五条の四十七に次の一項を加える。

2　第百五十五条の二第二項（仮決算をした場合の中間申告）の規定は法第八十一条の二十第四項に規定する政令で定める災害について、第百五十条の二第三項の規定は法第八十一条の二十第四項に規定する政令で定める繰延資産について、第百五十条の二第四項の規定は法第八十一条の二十第四項に規定する損失の額で政令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第百五十条の二第四項第一号中「第七十二条第四項」とあるのは「第八十一条の二十第四項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）」と読み替えるものとする。

第百五十五条の四十八を次のように改める。

（所得税額等の還付手続等）

第百五十五条の四十八　第百五十一条（所得税額等の還付の手続）の規定は法第八十一条の二十第四項第一号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる金額の記載がある連結中間申告書又は法第八十一条の二十二第一項第三号（連結確定申告）に掲げる金額の記載がある連結確定申告書の提出があつた場合について、第百五十二条（還付すべき所得税額等の充当の順序）の規定は法第八十一条の二十九第一項（所得税額等の還付）の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第百五十一条中「第七十八条第一項」とあるのは「第八十一条の二十九第一項」と、第百五十二条第一号中「第七十八条第一項の中間申告書に係る事業年度」とあるのは「第八十一条の二十九第一項（所得税額等の還付）の連結中間申告書に係る連結事業年度」と、「確定申告書に係る事業年度の所得」とあるのは「連結確定申告書に係る連結事業年度の連結所得」と、「第七十四条第一項第三号（確定申告）」とあるのは「第八十一条の二十二第一項第三号（連結確定申告）」と読み替えるものとする。